

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	利府町 住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和5年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>利府町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 (2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 (3)住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 (5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (6)住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 (7)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 (8)住民からの請求に基づく住民票コードの変更 (9)個人番号の通知及び個人番号カードの交付 (10)個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められた。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。</p>
③システムの名称	1 住基システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 統合宛名システム 4 中間サーバシステム 5 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

1 番号法

- (1)第7条(指定及び通知)
- (2)第16条(本人確認の措置)
- (3)第17条(個人番号カードの交付等)

2 住基法(平成25年法律第28号施行時点)

- (1)第5条(住民基本台帳の備付け)
- (2)第6条(住民基本台帳の作成)
- (3)第7条(住民票の記載事項)
- (4)第8条(住民票の記載等)
- (5)第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)
- (6)第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)
- (7)第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
- (8)第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
- (9)第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
- (10)第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
- (11)第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	町民課	
②所属長の役職名	町民課長	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	町民課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2118	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活環境課	町民課	事後	機構改革
平成27年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	生活環境課長 阿部 善男	町民課長 庄司 幾子	事後	機構改革及び人事異動
平成27年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	生活環境課	町民課	事後	機構改革
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	セキュリティ強化対策による追加
平成29年4月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長 庄司 幾子	町民課長 伊藤 智	事後	人事異動
平成29年4月1日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名 称	1 住民情報システム 2 住基GWシステム 3 住民基本台帳ネットワークシステム 4 団体内統合宛名管理システム 5 中間サーバシステム	1 住基システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 統合宛名システム 4 中間サーバシステム	事後	基幹系システム更新
平成30年4月1日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月13日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	町民課長 伊藤 智	町民課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	なし	新規追加	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和5年2月5日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。	事前	
令和5年2月5日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		サービス検索・電子申請機能	事前	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	児童福祉法による障害児通所給付費等の支給に関する事務及び障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、児童福祉法による障害児通所給付費等の支給に関する事務及び障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和3年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による障害児通所給付費の支給に関する事務及び障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供に関する事務
②事務の概要	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児通所給付費等の支給に関する事務及び障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供に関する事務を行っている。 児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)障害児通所給付費等の支給決定 (2)支給決定の更新及び変更 (3)支給認定の更新及び変更 (4)やむを得ない事由による障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供
③システムの名称	障害者総合支援システム・結合宛名システム・中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者総合支援システム・結合宛名システム・中間サーバシステム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1 第8項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年省令第5号)第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第16項、第56の2項、第116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。)第12条、第30条 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第10項、第11項、第12項 ・別表第2主務省令第7号 第9条、第10条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課 宮城県宮城郡利府町青葉台一丁目32番地 022-356-1334

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [C]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[C] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	セキュリティ強化対策による追加
平成29年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者自立支援システム・団体内結合宛名管理システム・中間サーバシステム	障害者総合支援システム・統合宛名システム・中間サーバシステム	事後	基幹系システム更新
平成30年7月13日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉課長 菅井 百合子	保健福祉課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅳリスク対策	なし	新規追加	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付等における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和3年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付等に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活を営むため、必要な障害福祉サービスに係る給付や支援を行っている。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)自立支援給付費等の支給決定 (2)支給決定の更新及び変更 (3)支給認定の更新及び変更 (4)補装具費の支給決定</p>
③システムの名称	障害者総合支援システム・福祉総合システムSWAN・統合宛名システム・中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者自立支援に関する対象者基本情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1 第84項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年省令第5号)第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第16項、第26項、第56の2項、第57項、第87項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。)第19条、第30条、第31条、第44条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第108項、第109項、第110項 ・別表第2主務省令第7号 第55条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課 宮城県宮城郡利府町青葉台一丁目32番地 022-356-1334

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[C] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	セキュリティ強化対策による追加
平成29年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(1)自立支援給付費等の支給決定 (2)支給決定の更新及び変更 (3)支給認定の更新及び変更	(1)自立支援給付費等の支給決定 (2)支給決定の更新及び変更 (3)支給認定の更新及び変更 (4)補装具費の支給決定	事後	平成30年7月から補装具費支給事務においても情報連携を行うため
平成30年7月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名 称	障害者自立支援システム・団体内結合宛名管理システム・中間サーバシステム	障害者総合支援システム・福祉総合システムS WAN・結合宛名システム・中間サーバシステム	事後	新システム移行に伴う名称の変更
平成30年7月13日	5. 評価実施期間における担 当部署 ②所属長の役職名	保健福祉課長 菅井 百合子	保健福祉課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅳリスク対策	なし	新規追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の給付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和3年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の給付等に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)及び宮城県後期高齢者医療広域連合規約の規定に基づき、後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収の事務を行っている。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務(2) 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(3) 高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務(4) 高確法第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務(5) 高確法第92条の一時差止めに関する事務(6) 高確法第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務(7) 高確法第125条第1項又は第4項の保健事業の実施に関する事務(8) 高確法第138条第1項又は第3項の資料の提供等の求めに関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、特別徴収管理システム、統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療関連情報ファイル、後期高齢者宛名情報ファイル、後期高齢者特別徴収対象者情報ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1 第59項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年省令第5号)第46条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第1項、第80項及び第83項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令第7号)第1条及び第43条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2第82項</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111
-----	-------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	町民課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2340
-----	-------------------------------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する当の対策を講じている。	事後	セキュリティ強靱化対策による追加
平成29年4月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長 庄司 幾子	町民課長 伊藤 智	事後	人事異動
平成29年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、特別徴収管理システム、統合宛名システム	事後	基幹系システム更新
平成30年4月1日	I-2. 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル、住登外登録情報ファイル、後期高齢者医療関連情報ファイル	後期高齢者医療関連情報ファイル、後期高齢者宛名情報ファイル、後期高齢者特別徴収対象者情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	基幹系システム更新
平成30年7月13日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	町民課長 伊藤 智	町民課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)及び宮城県後期高齢者医療広域連合規約の規定に基づき、後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収の事務を行っている。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 保険者に係る申請等の受理、その申請等に対する 応答に関する事務 (2) 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 (3) 高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 (4) 高確法第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 (5) 高確法第92条の一時差止めに関する事務 (6) 高確法第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 (7) 高確法第125条第1項又は第4項の保健事業の実施に関する事務 (8) 高確法第138条第1項又は第3項の資料の提供等の求めに関する事務</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)及び宮城県後期高齢者医療広域連合規約の規定に基づき、後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収の事務を行っている。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 保険者に係る申請等の受理、その申請等に対する 応答に関する事務 (2) 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 (3) 高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 (4) 高確法第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 (5) 高確法第92条の一時差止めに関する事務 (6) 高確法第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 (7) 高確法第125条第1項又は第4項の保健事業の実施に関する事務 (8) 高確法第138条第1項又は第3項の資料の提供等の求めに関する事務</p>	事後	
令和1年6月24日	II-1. 対象人数いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	Ⅱ－2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策 いつ時点の計数か	なし	新規追加	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ－1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ－2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険法による被保険者証等関係証交付、介護保険給付、介護予防給付、介護保険地域支援事業、介護保険料の賦課及び徴収等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、介護保険法による被保険者証等関係証交付、介護保険給付、介護予防給付、介護保険地域支援事業、介護保険料の賦課及び徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和3年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法による被保険者証等関係証交付、介護保険給付、介護予防給付、介護保険地域支援事業、介護保険料の賦課及び徴収等に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）、その他の介護保険に関する政令、省令、条例及び規則等に基づき、介護保険に関する事務を行う。介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>②被保険者用又は認定証に関する事務</p> <p>③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務</p> <p>④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態の区分変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請の応答に関する事務</p> <p>⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p> <p>⑨保険給付の支払いの一時差止に関する事務</p> <p>⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</p> <p>⑪保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務</p>
③システムの名称	介護保険システム 番号連携サーバー（統合宛名システム） 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名特定個人情報ファイル (2) 介護保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1第68項、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年省令第5号）第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号、別表第2第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第26項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第56の2項、第58項、第61項、第62項、第80項、第87項、第90項、第94項、第95項</p> <p>・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。）第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号、別表第2第93項、第94項</p> <p>・別表第2主務省令第7号第46条、第47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 室城県室城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111

明小丸	肥後県 宮城県宮城郡利府町利府青葉台一丁目32番地 022-737-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課 宮城県宮城郡利府町青葉台一丁目32番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[C] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第26項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第56の2項、第58項、第61項、第62項、第80項、第87項、第90項、第94項、第95項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。)第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (別表第2における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第93項、第94項 ・別表第2主務省令第7号第46条、第47条	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第26項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第56の2項、第58項、第61項、第62項、第80項、第87項、第90項、第94項、第95項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。)第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (別表第2における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第93項、第94項 ・別表第2主務省令第7号第46条、第47条	事後	
平成30年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー	介護保険システム 統合宛名システム 中間サーバシステム	事後	基幹系システム更新
平成30年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月13日	評価実施期間における担当部署	保健福祉課長 菅井 百合子	保健福祉課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	表紙「評価実施機関名」	利府町長	宮城県宮城郡利府町長	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	なし	新規追加	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	利府町 地方税法による町税の賦課徴収等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく課税標準の更生若しくは決定、税額の更生若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税法の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行いもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和3年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法による町税の賦課徴収等に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)に基づき、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の更生若しくは決定、税額の更生若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税法の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行っている。</p> <p>法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 賦課決定・更正の決定 (2) 賦課情報の照会及び回答 (3) 督促の発布 (4) 滞納処分の執行 (5) 滞納処分に関する調査及び回答</p>
③システムの名称	統合宛名システム、宛名管理システム、住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険(賦課)システム、収納消込システム、税務情報システム、申告受付支援システム、申告受付支援システム(研修用)、法人市町村民税システム、滞納管理システム、特別徴収情報システム、地方税ポータルシステム、中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)個人住民税特定個人情報ファイル (3)固定資産税個人特定情報ファイル (4)軽自動車税個人情報ファイル (5)国民健康保険税個人情報ファイル (6)収納特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1第16項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年省令5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(番号法別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・ 番号法第19条第7号、別表第2第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第16項、第18項、第23項、第26項、第27項、第28項、第29項、第31項、第34項、第35項、第37項、第38項、第39項、第40項、第42項、第48項、第54項、第57項、第58項、第59項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第70項、第71項、第74項、第80項、第84項、第85の2項、第87項、第91項、第92項、第94項、第97項、第101項、第102項、第103項、第106項、第107項、第108項、第113項、第114項、第115項、第116項、第119項</p> <p>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3、第60条</p> <p>(番号法別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・ 番号法第19条第7号、別表第2第27項、第29項</p> <p>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令7号)第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課 収納対策室
②所属長の役職名	税務課長 収納対策室長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	税務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2117(賦課等に関する事務) 収納対策室 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2172(滞納処分に関する事務)
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [C]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない（入手） []接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[C] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	セキュリティ強靱化対策による追加
平成29年4月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 高橋徳光 収納対策室長 櫻井浩明	税務課長 阿部智子 収納対策室長 高橋信	事後	人事異動
平成29年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システム名称	宛名システム、個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納システム、申告支援システム、国民健康保険税システム、地方税ポータルシステム、滞納管理システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバーシステム	統合宛名システム、宛名管理システム、住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険(賦課)システム、収納消込システム、税務情報システム、申告受付支援システム、申告受付支援システム(研修用)、法人市町村民税システム、滞納管理システム、特別徴収情報システム、地方税ポータルシステム、中間サーバーシステム	事後	基幹系システム更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(番号法別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号、別表第2第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第18項、第23項、第26項、第28項、第31項、第34項、第35項、第37項、第39項、第40項、第42項、第48項、第54項、第57項、第58項、第59項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第70項、第71項、第74項、第80項、第84項、第87項、第91項、第92項、第94項、第97項、第101項、第102項、第103項、第106項、第107項、第108項、第113項、第114項、第115項、第117項、第120項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第55条、第58条、第59条、第60条 <p>(番号法別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号、別表第2第27項、第29項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年省令7号)第20条 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号、別表第2第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第16項、第18項、第23項、第26項、第27項、第28項、第29項、第31項、第34項、第35項、第37項、第38項、第39項、第40項、第42項、第48項、第54項、第57項、第58項、第59項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第70項、第71項、第74項、第80項、第84項、第85の2項、第87項、第91項、第92項、第94項、第97項、第101項、第102項、第103項、第106項、第107項、第108項、第113項、第114項、第115項、第116項、第119項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第52条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3、第60条 <p>(番号法別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号、別表第2第27項、第29項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令7号)第20条 	事後	法改正等
平成30年4月1日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月13日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 阿部 智子 収納対策室長 高橋 信	税務課長 収納対策室長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	なし	新規追加	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号、別表第2第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第16項、第18項、第23項、第26項、第27項、第28項、第29項、第31項、第34項、第35項、第37項、第38項、第39項、第40項、第42項、第48項、第54項、第57項、第58項、第59項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第70項、第71項、第74項、第80項、第84項、第85の2項、第87項、第91項、第92項、第94項、第97項、第101項、第102項、第103項、第106項、第107項、第108項、第113項、第114項、第115項、第116項、第119項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第52条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3、第60条 <p>(番号法別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号、別表第2第27項、第29項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令7号)第20条 	<p>(番号法別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号、別表第2第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第16項、第18項、第23項、第26項、第27項、第28項、第29項、第31項、第34項、第35項、第37項、第38項、第39項、第40項、第42項、第48項、第54項、第57項、第58項、第59項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第70項、第71項、第74項、第80項、第84項、第85の2項、第87項、第91項、第92項、第94項、第97項、第101項、第102項、第103項、第106項、第107項、第108項、第113項、第114項、第115項、第116項、第119項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3、第60条 <p>(番号法別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号、別表第2第27項、第29項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令7号)第20条 	事後	法改正等
令和1年6月24日	表紙「評価実施機関名」	利府町長	宮城県宮城郡利府町長	事後	
令和3年3月31日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	利府町 児童手当法による児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適正な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和5年2月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当法による児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当の支給を行っている。</p> <p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (2)児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (3)未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (4)届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (5)資料の提供等の求めに関する事務 (6)父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム(情報連携)、中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル(2)児童手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1第56項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第26項、第30項、第87項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第19条、第44条</p> <p>(番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第74項、第75項 ・別表第二主務省令第40条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども支援課
②所属長の役職名	子ども支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2192
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども支援課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2193

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	セキュリティ強化対策による追加
平成29年4月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長 庄司 幾子	町民課長 伊藤 智	事後	人事異動
平成29年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバーシステム	児童手当システム、統合宛名システム(情報連携)、中間サーバーシステム	事後	新システム移行
平成30年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月13日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	町民課長 伊藤 智	町民課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	評価実施機関名	利府町長	宮城県宮城郡利府町長	事後	
令和1年6月24日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策	なし	新規追加	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。)に基づく、国民健康保険の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和4年4月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>国保法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行っている。</p> <p>国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 国保法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 (2) 国保法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) (3) 国保法による保険給付の支給に関する事務 (4) 国保法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 (5) 国保法第63条の2の一時差止めに関する事務 (6) 国保法第76条の1の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 (7) 国民健康保険法第82条第1項又は第3項の保健事業の実施に関する事務 (8) 国民健康保険法第113条の2第1項の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に利府町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して、特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム、国保給付管理システム、統合宛名システム、中間サーバーシステム、国民健康保険(賦課)システム、国保情報集約システム、国保総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格ファイル、国保負担区分ファイル、資格情報(個人)ファイル、国保給付ファイル、宛名情報ファイル、資格情報(世帯)ファイル、世帯所得区分情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一30の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第24条各号) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項、別表第2 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第17項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第43項、第58項、第62項、第80項、第87項、第93項、第106項、第109項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条の1、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第55条の2 (別表第2における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8項、第42項、第43項、第44項 ・別表第2主務省令第7号 第25条の1、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2340

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事前	
平成29年4月1日	I-1-②事務の概要	<p>国保法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行っている。</p> <p>国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 国保法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。) の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 国保法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定 疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に 関する事務(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) 国保法による保険給付の支給に関する事務</p> <p>(4) 国保法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>(5) 国保法第63条の2の一時差止めに関する事務</p> <p>(6) 国保法第76条の1の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務</p>	<p>国保法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行っている。</p> <p>国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 国保法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。) の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 国保法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定 疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に 関する事務(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) 国保法による保険給付の支給に関する事務</p> <p>(4) 国保法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>(5) 国保法第63条の2の一時差止めに関する事務</p> <p>(6) 国保法第76条の1の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に利府町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して、特</p>	事前	
			<p>定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>		上記内容の続き

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-1-③システムの名称	国民健康保険税システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバーシステム、宛名システム	国民健康保険税システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバーシステム、宛名システム、国保情報集約システム	事前	
平成29年4月1日	I-2特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル、住登外登録情報ファイル、国民健康保険特定個人情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル	住民基本台帳ファイル、住登外登録情報ファイル、国民健康保険特定個人情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル、給付情報ファイル	事前	
平成29年4月1日	I-4-②法令上の根拠	<p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項、別表第2 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第43項、第58項、第62項、第80項、第87項、第93項、第106項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条 <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項、別表第2 第3項、第42項、第43項 ・別表第2主務省令第7号 第3条、第25条 	<p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項、別表第2 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第43項、第58項、第62項、第80項、第87項、第93項、第106項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条 <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項、別表第2 第3項、第42項、第43項、第44項 ・別表第2主務省令第7号 第3条、第25条、第26条 	事前	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	町民課長 庄司 幾子	町民課長 伊藤 智	事後	
平成29年4月1日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険税システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバーシステム、宛名システム、国保情報集約システム	国民健康保険(資格)システム、国保給付管理システム、統合宛名システム、中間サーバーシステム、国民健康保険(賦課)システム、国保情報集約システム、国保総合システム	事後	基幹系システム更新
平成30年4月1日	I-2. 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル、住登外登録情報ファイル、国民健康保険特定個人情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル、給付情報ファイル	国保資格ファイル、国保負担区分ファイル、資格情報(個人)ファイル、国保給付ファイル、宛名情報ファイル	事後	基幹系システム更新
平成30年4月1日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月13日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	町民課長 伊藤 智	町民課長	事後	H30.5月新様式変更
平成30年7月13日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	Ⅱ-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	<p>I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>②事務の概要</p>	<p>国保法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行っている。</p> <p>国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 国保法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。) の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 国保法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定 疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に 関する事務(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) 国保法による保険給付の支給に関する事務</p> <p>(4) 国保法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>(5) 国保法第63条の2の一時差止めに関する事務</p> <p>(6) 国保法第76条の1の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に利府町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関と</p>	<p>国保法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行っている。</p> <p>国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 国保法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。) の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 国保法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定 疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に 関する事務(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) 国保法による保険給付の支給に関する事務</p> <p>(4) 国保法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>(5) 国保法第63条の2の一時差止めに関する事務</p> <p>(6) 国保法第76条の1の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務</p> <p>(7) 国民健康保険法第82条第1項又は第3項の保健事業の実施に関する事務</p> <p>(8) 国民健康保険法第113条の2第1項の資料の提供等の求めに関する事務</p>	事後	
令和1年6月24日		<p>中間サーバー、情報提供ネットワークを介して、特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>番号法の別表第二を基に利府町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して、特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事前	上記欄の続き

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項、別表第2 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第43項、第58項、第62項、第80項、第87項、第93項、第106項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条 <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項、別表第2 第3項、第42項、第43項、第44項 ・別表第2主務省令第7号 第3条、第25条、第26条 	<p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項、別表第2 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第17項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第43項、第58項、第62項、第80項、第87項、第93項、第106項、109項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条の1、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第55条の2 <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項、第42項、第43項、第44項 ・別表第2主務省令第7号 第25条の1、第25条の2、第26条 	事後	
令和1年6月24日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月24日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か		令和1年6月1日	事後	
令和1年6月24日	VI リスク対策	なし	新規追加	事後	
	表紙 評価書名	国民健康保険法による国民健康保険の給付に関する事務 基礎項目評価書	国民健康保険法に関する事務 基礎項目評価書	事後	
	I-1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ①事務の名称	国民健康保険の給付に関する事務	国民健康保険事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国保法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行っている。</p> <p>国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 国保法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 国保法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) 国保法による保険給付の支給に関する事務</p> <p>(4) 国保法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>(5) 国保法第63条の2の一時差止めに関する事務</p> <p>(6) 国保法第76条の1の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務</p>	<p>国保法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行っている。</p> <p>国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 国保法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 国保法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) 国保法による保険給付の支給に関する事務</p> <p>(4) 国保法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>(5) 国保法第63条の2の一時差止めに関する事務</p> <p>(6) 国保法第76条の1の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>		
			<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一30の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第24条各号	番号法第9条第1項 別表第一30の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第24条各号 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項、別表第2 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第17項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第43項、第58項、第62項、第80項、第87項、第93項、第106項、109項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条の1、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第55条の2 (別表第2における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項、第42項、第43項、第44項 ・別表第2主務省令第7号 第25条の1、第25条の2、第26条、第25条、第26条	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項、別表第2 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第17項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第43項、第58項、第62項、第80項、第87項、第93項、第106項、109項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条の1、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第55条の2 (別表第2における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項、第42項、第43項、第44項 ・別表第2主務省令第7号 第25条の1、第25条の2、第26条	事後	
			<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和2年9月1日	事後	
	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2019/6/1	2020/9/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項、別表第2 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第17項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第43項、第58項、第62項、第80項、第87項、第93項、第106項、109項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条の1、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第55条の2 <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項、第42項、第43項、第44項 ・別表第2主務省令第7号 第25条の1、第25条の2、第26条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項、別表第2 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第17項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第43項、第58項、第62項、第80項、第87項、第93項、第106項、109項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条の1、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第55条の2 <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8項、第42項、第43項、第44項 ・別表第2主務省令第7号 第25条の1、第25条の2、第26条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 		

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	利府町 子ども・子育て支援法及び児童福祉法による子ども・子育て支援に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく子ども・子育て支援事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

各班員にユーザーIDとパスワードを設定し、操作履歴を追跡できるようにすることで内部の不正利用を監視できるようにしている。また、システム端末を外部ネットワークと分離することで情報流出を防止している。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和3年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)、その他関係政省令に従い、申請児童の支給認定及び認定変更、特定教育・保育施設の利用調整、事業所(者)の認可・確認、保育給付費の審査・支払、利用者負担額の算定・徴収を行っている。 子ども・子育て支援法及び児童福祉法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ○子どものための教育・保育給付に係る支給認定及び認定変更 ○特定教育・保育施設の申込に係る利用調整及び施設へのあっせん ○特定教育・保育施設の利用に係る利用者負担額の算定及び徴収 ○特定教育・保育施設に対する施設型給付金の審査及び支払
③システムの名称	子ども子育て支援システム 宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援制度に関する対象者基本情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表1 第8項及び第94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会 番号法 第19条第7号 別表第2 第13項、第16項及び第116項 情報提供 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども支援課
②所属長の役職名	子ども支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 TEL:022-767-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども支援課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 TEL:022-767-2196

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	各班員にユーザーIDとパスワードを設定し、操作履歴を追跡できるようにすることで内部の不正利用を監視できるようにしている。また、システム端末を外部ネットワークと分離することで情報流出を防止している。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	セキュリティ強化対策による追加
平成29年4月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども支援課長 櫻井やえ子	子ども支援課長 阿部義弘	事後	人事異動
平成29年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	システムの名称	子ども・子育て支援システム 中間サーバシステム 団体内統合宛名管理システム	子ども子育て支援システム 宛名管理システム	事後	システム変更に伴うもの
平成30年7月13日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども支援課長 阿部義弘	子ども支援課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	表紙「評価実施機関名」	利府町長	宮城県宮城郡利府町長	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	IV リスク対策	なし	新規追加	事後	
令和3年3月31日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月31日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	利府町 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務等における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和4年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	利府町 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び健康の保持に寄与することを目的とし、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定める者であって、町内に居住するものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費の徴収に関する事務及びに予防接種に起因する健康被害に関しては救済の給付を行い、請求の際の事務を行う。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)予防接種の実施に関する事務 (2)予防接種の実施の指示に関する事務 (3)予防接種の実施に必要な協力に関する事務 (4)給付の支給の請求の受理及び審査又はその請求に対する応答に関する事務 (5)給付を受ける権利に係る届出等の受理及び審査又はその請求に対する応答に関する事務 (6)実費の徴収に関する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録、予防接種実施後の接種記録等の登録・管理、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、番号法第19条第6号(委託先への提供)、別表第1 第10項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>別表第二における情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号、別表第2第17項、第18項及び第19項、別表第二の第16の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第13条</p> <p>別表第二における情報提供の根拠 ・番号法第19条8号、別表第二の第16の2項、第16の3項 ・内閣府・総務省令第7号 第12条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部
②所属長の役職名	保健福祉部長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	利府町 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊婦の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児訪問指導、療育医療の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は徴収に関する事務等における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和3年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	利府町 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊婦の届出、母子保健手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、療育医療の給付に関する事務、基礎項目評価書
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康保持及び増進を目的とし、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務を行っている。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)保健指導の実施 (2)新生児の訪問指導の実施 (3)健康診査の実施 (4)妊婦の届出の受理、届出の審査 (5)母子健康手帳の交付に関する事務 (6)妊産婦の訪問指導の実施 (7)低体重児の届出の受理、届出の審査 (8)未熟児の訪問指導の実施 (9)療育医療の給付 (10)療育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務
③システムの名称	健康管理支援システム・団体内結合宛名管理システム・中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル、療育医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1 第49項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第26項、第56の2項、第87項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。)第19条、第30条、第44条 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第70項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。)第39条 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第69項2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和2年内閣府・総務省令第8号。以下「別表第2主務省令第8号」という。)第38条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課(1-②)-(1)から(8)に関する事務、町民課(1-②)-⑨及び(10)に関する事務)
②所属長の役職名	保健福祉課長、町民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課 宮城県宮城郡利府町青葉台一丁目32番地 022-356-1334

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	セキュリティ強化対策による追加
平成29年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月13日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉課長 菅井 百合子 町民課 伊藤 智	保健福祉課長 町民課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	なし	新規追加	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年4月24日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年4月24日	Ⅰ-4 法令上の根拠	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	利府町 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、健康増進法(平成14年法律第103号)による健康教育、健康相談、保健指導、各種検診等に関する事務等における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和3年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	利府町 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、町民一人ひとりが、健康管理について正しい知識を習得し、食生活や運動、休養のバランスのとれた生活を習慣づけていくことを目的とし、健康教育、健康相談、保健指導、各種検診等を実施するとともに、健康増進事業を推進するために行う事務及び健康増進事業の実施結果の管理を等を行う。 健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業実施に関する事務及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」とい)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。
③システムの名称	健康管理支援システム・団体内結合宛名管理システム・中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1 第76項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課 宮城県宮城郡利府町青葉台一丁目32番地 022-356-1334

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [C]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[C] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	セキュリティ強化対策による追加
平成29年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月13日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉課長 菅井 百合子	保健福祉課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	なし	新規追加	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-2取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	利府町 子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、利府町子ども医療費の助成に関する条例(平成16年利府町条例第13号)に基づく、子ども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適正な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和5年2月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>利府町子ども医療費の助成に関する条例(平成16年利府町条例第13号)に基づき、子どもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的として、子どもの医療費の一部を助成している。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び利府町特定個人情報に関する条例(平成27年利府町条例第13号。以下「特定個人情報条例」という。)に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>1 受給者の資格管理に関する事務 (1)資格登録・更新・変更・喪失の届出の受理、決定及び管理を行う。 (2)資格登録者(保護者)の所得による審査を行う。 (3)審査結果として、認定通知書及び受給者証の交付または却下通知書の交付を行う。 (4)受給者証の再交付を行う。</p> <p>2 給付に関する事務 (1)助成対象者が疾病又は負傷により、保険診療を受けた場合に、自己負担額の一部又は全部を助成する。 (2)受給者等からの助成申請書の受理、宮城県国民健康保険団体連合会を介しての医療費請求書の受理、審査、支払及び過誤調整を行う。</p>
③システムの名称	医療費助成システム、統合宛名システム(情報連携)、中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、特定個人情報条例第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・なし (番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・特定個人情報保護委員会規則の当該条項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども支援課
②所属長の役職名	子ども支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2192
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども支援課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2193

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	セキュリティ強化対策による追加
平成29年4月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	未定	実施する	事後	
平成29年4月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長 庄司 幾子	町民課長 伊藤 智	事後	人事異動
平成29年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	乳幼児医療費助成システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー	医療費助成システム、統合宛名システム(情報連携)、中間サーバーシステム	事後	新システム移行
平成30年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月13日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	町民課長 伊藤 智	町民課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	評価実施機関名	利府町長	宮城県宮城郡利府町長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・なし (番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第14号 ・特定個人情報保護委員会規則の当該条項	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・なし (番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・特定個人情報保護委員会規則の当該条項	事後	
令和1年6月24日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策	なし	新規追加	事後	
令和2年10月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年7月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年10月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年7月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和3年4月1日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署	町民課	子ども支援課	事後	組織改編
令和3年4月1日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	町民課長	子ども支援課長	事後	組織改編
令和3年4月1日	I-7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	町民課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4 番地	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4 番地	事後	
令和3年4月1日	I-8. 特定個人情報ファイル の間合わせ	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4 番地	子ども支援課 宮城県宮城郡利府町利府字新 並松4番地	事後	組織改編
令和3年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年10月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和4年10月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	利府町 障害者医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、利府町障害者医療費の助成に関する条例(平成16年利府町条例第14号)に基づく、障害者医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適正な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和3年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	心身障害者医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>利府町心身障害者医療費の助成に関する条例(平成16年利府町条例第14号)に基づき、心身障害者の適正な医療機会の確保及び経済的負担の軽減を図ることを目的として、心身障害者の医療費の一部を助成している。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び利府町特定個人情報に関する条例(平成27年利府町条例第13号。以下「特定個人情報条例」という。)に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>1 受給者の資格管理に関する事務 (1) 資格登録・更新・変更・喪失の届出の受理、決定及び管理を行う。 (2) 資格登録者等(保護者)の所得による審査を行う。 (3) 審査結果として、認定通知書及び受給者証の交付または却下通知書の交付を行う。 (4) 受給者証の再交付を行う。</p> <p>2 給付に関する事務 受給者等からの助成申請書の受理、審査、支払を行う。</p>
③システムの名称	医療費助成システム、統合宛名システム(情報連携)、中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
心身障害者医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、特定個人情報条例第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・なし (番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・特定個人情報保護委員会規則の当該条項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2340

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [C]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[C] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	セキュリティ強化対策による追加
平成29年4月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	未定	実施する	事後	
平成29年4月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長 庄司 幾子	町民課長 伊藤 智	事後	人事異動
平成29年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	心身障害者医療費助成システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバーシステム	医療費助成システム、統合宛名システム(情報連携)、中間サーバーシステム	事後	新システム移行
平成30年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月13日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	町民課長 伊藤 智	町民課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	評価実施機関名	利府町長	宮城県宮城郡利府町長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・なし (番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第14号 ・特定個人情報保護委員会規則の当該条項	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・なし (番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・特定個人情報保護委員会規則の当該条項	事後	
令和1年6月24日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策	なし	新規追加	事後	
令和3年3月31日	評価書名	利府町 心身障害者医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	利府町 障害者医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和3年3月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	利府町は、利府町心身障害者医療費の助成に関する条例(平成16年利府町条例第14号)に基づく、心身障害者医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適正な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	利府町は、利府町障害者医療費の助成に関する条例(平成16年利府町条例第14号)に基づく、障害者医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適正な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和3年3月31日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年7月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月31日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年7月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	利府町 母子・父子家庭医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、利府町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年利府町条例第23号)に基づき、母子・父子家庭医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適正な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和5年2月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子・父子家庭医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>利府町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年利府町条例第23号)に基づき、母子・父子家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として、配偶者のない女子又は男子及び現にその者に監護されている児童で構成されている家庭並びに父母のいない児童を含む家庭(以下「母子・父子家庭」という。)に対して医療費の一部を助成している。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び利府町特定個人情報に関する条例(平成27年利府町条例第13号。以下「特定個人情報条例」という。)に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>1 受給者の資格管理に関する事務 (1)資格登録・更新・変更・喪失の届出の受理、決定及び管理を行う。 (2)受給者等(母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない児童の養育者及び養育者の配偶者)及び扶養義務者の所得による審査を行う。 (3)審査結果として、認定通知書及び受給者証の交付又は却下通知書の交付を行う。 (4)受給者証の再交付を行う。</p> <p>2 給付に関する事務 受給者等からの助成申請書の受理、審査、支払を行う。</p>
③システムの名称	医療費助成システム、統合宛名システム(情報連携)、中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子・父子家庭医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、特定個人情報条例第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・なし (番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・特定個人情報保護委員会規則の当該条項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども支援課
②所属長の役職名	子ども支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2192
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども支援課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2193

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	セキュリティ強化対策による追加
平成29年4月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	未定	実施する	事後	
平成29年4月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長 庄司 幾子	町民課長 伊藤 智	事後	人事異動
平成29年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称		医療費助成システム、統合宛名システム(情報連携)、中間サーバーシステム	事後	新システム移行
平成30年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月13日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	町民課長 伊藤 智	町民課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	評価実施機関名	利府町長	宮城県宮城郡利府町長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・なし (番号法別表第二における情報照会の根拠) ・なし	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・なし (番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・特定個人情報保護委員会規則の当該条項	事後	
令和1年6月24日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策	なし	新規追加	事後	
令和2年10月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年7月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年10月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年7月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和3年4月1日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署	町民課	子ども支援課	事後	組織改編
令和3年4月1日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職	町民課長	子ども支援課長	事後	組織改編
令和3年4月1日	I-7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4 番地 022-767-2111	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4 番地 022-767-2192	事後	
令和3年4月1日	I-8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合わせ	町民課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4 番地 022-767-2340	子ども支援課 宮城県宮城郡利府町利府字新 並松4番地 022-767-2193	事後	組織改編
令和3年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年10月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和4年10月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	利府町 国民年金法による国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適正な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和3年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金法による国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与している。</p> <p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。(以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 被保険者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 (2) 被保険者の資格に関する事務 (3) 給付及び当該給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 (4) 給付の支給に関する事務 (5) 国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金に関する事務 (6) 国民年金法第108条第1項又は第2項の資料の提供等の求めに関する事務</p>
③システムの名称	統合宛名システム(情報連携)、国民年金システム、中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル(2)国民年金システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1第31項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二第48項、第50項 ・別表第二主務省令第26条の3、第26条の4 (番号法別表第二における情報照会の根拠) ・なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2340

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[C] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	セキュリティ強化対策による追加
平成29年4月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長 庄司 幾子	町民課長 伊藤 智	事後	人事異動
平成29年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	団体内統合宛名管理システム、国民年金システム、中間サーバーシステム	統合宛名システム(情報連携)、国民年金システム、中間サーバーシステム	事後	新システム移行
平成30年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月13日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	町民課長 伊藤 智	町民課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	評価実施機関名	利府町長	宮城県宮城郡利府町長	事後	
令和1年6月24日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	なし	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二第48項、第50項 ・別表第二主務省令第26条の3、第26条の4 (番号法別表第二における情報照会の根拠) ・なし	事後	
令和1年6月24日	II-1. 対象人数いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	II-2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策	なし	新規追加	事後	
令和3年3月31日	II-1. 対象人数いつ時点の計数か	令和元年7月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月31日	II-2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和元年7月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施、接種済証等の発行、その結果を管理する処理に関する事務等における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

利府町長

公表日

令和3年5月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる町民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、および臨時に行う予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の93の2項並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第115の2項並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第59条の2</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第115の2 項並びに、内閣府・総務省令第七号 第59条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秘書政策室 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課 宮城県宮城郡利府町青葉台一丁目32番地 022-356-1334

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	健康診査・がん検診等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務に伴う特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

利府町長

公表日

令和4年3月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	<p>健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であつて主務省令で定めるものに係る事務を行う。</p> <p>■対象となる検診(一次及び精密)の種類</p> <ul style="list-style-type: none">・胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診・肝炎ウイルス検診・骨粗鬆症検診・歯周疾患検診 <p>■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務</p> <p>具体的な事務内容については以下のとおり。</p> <p>①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。</p> <p>②医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。</p> <p>③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。</p> <p>④番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル 検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の第76項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第19条第8号及び番号法別表第二の102の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部 健康推進課 宮城県宮城郡利府町青葉台一丁目32番地 022-356-1334

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月16日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月16日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

